

令和3年4月22日

医療的ケアを行っている児童発達支援事業所 管理者様
医療的ケアを行っている放課後等デイサービス事業所 管理者様
医療型短期入所(重症心身障害児施設)事業所 管理者様

川西市福祉部障害福祉課長

医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬単価の見直し
(令和3年度障害福祉サービス等報酬単価改正)

平素より本市の福祉行政の推進にご協力賜り、誠にありがとうございます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、厚生労働省から「障害児通所支援における医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定」及び「医療型短期入所における対象者要件」についての取り扱いが示され、次の改定が行われましたので通知します。

つきましては、国が示された取扱いとあわせてご熟読いただき、適切なご対応をお願いいたします。

○事業所毎の取り扱い

1. 一般型事業所(主に重症心身障害児が利用しない)の場合

医療的ケアを受けている障害児(以下、医ケア児)が、事業所において看護職員により医療的ケアを行った場合

医ケア児が3名未満の場合

医ケア区分に応じた基本報酬(スコアに応じた区分必要)

又は医療的ケア児以外の基本報酬 + 医療連携体制加算(スコア必要)の算定

医ケア児が3名以上の場合

医ケア区分に応じた基本報酬(スコアに応じた区分必要)の算定

2. 重心型事業所(主に重症心身障害児が利用する)の場合

医ケア児が、事業所において看護職員により医療的ケアを行った場合

医ケア児が3名未満の場合

医ケア区分に応じた基本報酬(スコアに応じた区分必要)

又は医ケア児以外の基本報酬 + 医療連携体制加算(スコア必要)の算定

医ケア児が3名以上の場合

医ケア区分に応じた基本報酬(スコアに応じた区分必要)の算定

重症心身障害児かつ医療的ケアを受けている障害児(以下、重心医ケア児)を受け入れた場合は重症心身障害児の基本報酬(スコア不要)を算定することとする。

受け入れた医ケア児及び重心医ケア児のスコア合計により看護職員の加配により看護職員加配加算(スコア必要)の算定が出来る。

3. 多機能型事業所の場合

児童発達支援と放課後等デイサービスの合計で医ケア児が3名未満の場合
医ケア区分に応じた基本報酬(スコアに応じた区分必要)

又は医療的ケア児以外の基本報酬 + 医療連携体制加算(スコア必要)の算定

児童発達支援と放課後等デイサービスの合計で医ケア児が3名以上の場合
医ケア区分に応じた基本報酬(スコアに応じた区分必要)の算定

児童発達支援と放課後等デイサービスの合計での重心医ケア児のスコア合計により看護職員の加配により看護職員加配加算(スコア必要)の算定が出来る。

4. 短期入所(医療型)の対象者要件について

改定前: 医療施設である短期入所事業所(重症心身障害児施設等)において重症心身障害児に短期入所を実施する。

改定後: 医療施設である短期入所事業所(重症心身障害児施設等)において重症心身障害児または区分1以上であり新判定スコア(見守りスコア必要)16点以上の障害児に短期入所を実施する。

見守りスコア必要。主治医へ作成依頼し、費用については保護者負担。

受給者証への医療的ケア区分の印字は不要。

○医療的ケアスコアに係る事務手続きについて

1. 医ケア区分に応じた基本報酬を算定する場合

事業所より保護者へ新判定スコア(見守りスコア必要)の作成依頼

見守りスコア必要。主治医へ作成依頼し、費用については保護者負担。

保護者から主治医が作成した新判定スコアを市障害福祉課へ提出。

市で医療的ケア区分を判定し、医療的ケア区分を印字した受給者証を保護者へ送付。

保護者より新判定スコアと受給者証を事業所へ提出。

2. 看護職員加配加算を算定する場合(一般型事業所は対象外)

事業所より保護者へ新判定スコア(見守りスコア必要)の作成依頼

見守りスコア必要。主治医へ作成依頼し、費用については保護者負担。

保護者から主治医が作成した新判定スコアを事業所へ提出。

受給者証への医療的ケア区分の印字は不要。

3. 医療連携体制加算を算定する場合

事業所に配置されている看護職員で新判定スコア(見守りスコア不要)を作成。

看護職員が作成した新判定スコアを事業所へ提出。

受給者証への医療的ケア区分の印字は不要。

○判定に当たっての経過的な取り扱いについて

医療的ケアの新判定スコアの取扱いについては令和3年4月より施行されますが、施行当初は保護者が新判定スコアを準備することが難しいことが想定される為、新判定スコアに準ずる方法で点数を確認することも可能です。

具体的な確認方法として、看護師加配加算を算定している一般型事業所において、配置されている看護職員が作成した旧判定スコアの提供を受け、その結果を新判定スコアに置き換えるものです。(置き換えに当たっては別添の「読み替え表」のとおり)

この取り扱いは令和4年6月末までの決定において有効ですが、保護者が新判定スコアを用意でき次第、新判定スコアに基づく医療的ケア区分に分類しなおすことも可能です。